

「生活保護」関連ニュース

生活保護の不正厳罰化 罰則引き上げ、制裁金 受給者の就労支援も 厚労省が見直し案

共同通信社 10月1日(月)配信

厚生労働省は28日、生活保護の不正受給に対する罰則引き上げや「制裁金」導入を盛り込んだ「生活支援戦略」の素案を社会保障審議会特別部会に示した。就業に前向きな受給者への給付上乗せなど就労支援対策を含めた最終案を年内にまとめ、来年の通常国会への関連法案提出を目指す。

過去最多の更新が続く生活保護費は2012年度当初予算ベースで3兆7千億円。不正受給額は10年度に129億円まで膨らみ国民の批判が高まっているため早急な改善に乗り出す。

厚労省は別の社保審部会で、1人当たりの生活保護費の引き下げも検討している。厳罰化と支給水準見直し、支援策を同時並行的に議論し、生活保護制度の総合的な見直しを目指す。

不正受給対策では、生活保護法で「3年以下の懲役または30万円以下の罰金」と定めた罰則の引き上げを検討する。罰金を「100万円以下」としている国民年金法を参考に議論を進める。現在は不正受給が発覚しても全額または一部を返還すればよく、抑止効果がないとの批判があるため、返還金に制裁金を上乗せする案を提起した。返還金を滞納した場合、自治体が財産を差し押さえることも検討する。

福祉事務所の照会に対する税務署などの回答を義務化するなど、自治体の調査権限強化も打ち出した。

受給者を扶養できないとする親族に扶養が困難な理由を証明する義務を課すほか、福祉事務所が受給者の健康診断結果入手できるようにして保健指導を進め、病気の早期発見や重症化予防で医療扶助の削減を目指す。

家賃に当たる住宅扶助は、原則、受給者に現金を直接支給しているが、本人に代わって自治体が家賃を大家に納める「代理納付」を進め、目的外使用を防ぐ。

一方、受給者が早く仕事に就けるようにするため、生活保護の受け取り開始直後から集中的に就労支援を強化する。保護開始時に受給者が積極的に就労活動をした場合、一定の加算金を支払う。

生活保護見直し先送り 予算編成越年受け

共同通信社 11月16日(金)配信

厚生労働省は15日、生活保護の見直しを衆院選後に先送りする方向で検討に入った。来年度予算案の越年編成が確実な情勢になったことに加え、国民の信任を得た新政権の意向を反映させる必要があると判断した。

厚労省は、厚労相の諮問機関である社会保障審議会の部会で、生活保護費のうち光熱水費、食費などに充てる「生活扶助」の水準と低所得世帯の支出を比較し、支給額が妥当かどうか5年に1度の検証作業をしている。結果を受け基準額を改定することになる。

同時に生活保護制度の見直しと困窮者支援を盛り込んだ「生活支援戦略」も策定中で、いずれも当初は年内に結論を出す予定だった。

生活保護をめぐっては、自民党が保護費の削減方針を打ち出しているほか、日本維新の会も医療扶助(医療費)に自己負担を導入する考えを示している。新政権の枠組みによって、厚労省が現在検討して

いる政策が見直しを迫られる可能性がある。

生活保護費の扱いは来年度予算編成の焦点の一つ。17日には「事業仕分け」で、医療扶助や、家賃に当たる住宅扶助の適正化が議題になる予定だ。

後発薬の使用促進明記 不正受給対策、就労支援も 生活保護で社保審部会

共同通信社 1月16日(水) 配信

厚生労働相の諮問機関である社会保障審議会の特別部会は16日、生活保護受給者に対するジェネリック医薬品（後発薬）の使用促進などを明記した報告書をまとめた。生活保護制度見直しと生活困窮者支援の2本立てで、昨年9月の素案にほぼ沿った内容。不正受給対策など保護費の抑制策に加え、受給者を自立させるため、就労を促進する案も盛り込んだ。厚労省は与党と調整の上、関連法案を通常国会に提出したい考えだ。

後発薬は新薬に比べ、価格が安いのが特徴。報告書は、生活保護費の半分を占める医療費に一部不正があるとの問題意識から「後発薬の使用促進などを含め、こうした課題に対応していくことが必要だ」と指摘。病院などの不正を防ぐため、受給者が受診する「指定医療機関」に有効期間を設ける。焦点となっている医療費の一部自己負担導入は、賛否両論を併記した。

親族の扶養義務については、援助が難しいと回答した親族に理由の説明を求める。不正受給の罰則引き上げも検討する。

困窮者支援では、積極的に就職活動に取り組む受給者に手当を支給する一方、能力があるのに就職活動をせず保護を2回打ち切られた人は、その後の受給審査を厳しくする。受給者が働いて収入を得て、保護費が減額される場合、行政側が収入分の一部を積み立て、生活保護から脱却後に支給する「就労収入積立制度」の創設も打ち出した。

また、子ども、若者対策として、困窮家庭の子どもの学習を支援し、貧困が次世代に引き継がれないようにする。

生活保護「全体引き下げ」 厚労相明言、公明も容認 生活費より高い支給指摘

共同通信社 1月17日(木) 配信

田村憲久厚生労働相は16日、2013年度からの生活保護の支給水準について「全体として引き下げる」と明言した。社会保障審議会の部会が同日、現在の支給水準（基準額）と、低所得者の一般的な生活費を比較検証した報告書を公表。4人世帯では生活費が支給を14・2%下回り、必要以上に高い支給の見直しが必要と判断した。

減額に慎重だった公明党の石井啓一政調会長も「必要があると説明がつくならば、やらざるを得ない」と容認する意向を表明。報告書は現在の基準額が単身世帯より多人数世帯に有利となっていると指摘しており、厚労相はこの点も「適正化を図る」と述べた。具体的な引き下げ幅をめぐる調整が今後の焦点となる。

ただ、受給者の多数を占める60歳以上では生活費が支給を上回り、単身の場合は4・5%、夫婦では1・6%の開きがあった。報告書は一律減額にならないよう高齢者などへの配慮を求めた。

政府、与党で協議し13年度予算編成の過程で月内にも引き下げ幅を決定する。勤労者との公平感を保つためデフレの影響も考慮するとみられる。自民党は10%減額を衆院選で公約していた。

今回検証したのは、食費や光熱水費などに充てる「生活扶助」の基準額。全世帯のうち収入が低い方から1割の低所得者世帯（年収約120万円）の消費実態と比べ、分析した結果、現在の基準額は家族数が多いほど手厚く、地方より都市部で高めの傾向だった。

検証結果を反映した厚労省の試算によると、夫婦と子ども（18歳未満）2人の4人世帯の全国平均では、生活保護支給の月額が約18万5500円と、低所得者の消費支出約15万9200円より約2万6千円高かった。一方、60歳以上の単身世帯は支給が約7万3300円で支出の約7万6600円を約3千円下回った。